

# 最新版MS法人の活用法

湯沢会計事務所

代表税理士 湯澤 勝信 氏

---

～ 目次 ～

1. メディカル・サービス法人とは？その効果は？	3
1. 定義	3
2. 設立目的	3
3. MS法人の取引形態	3
4. 経営上のメリットとデメリット	5
5. 税務上のメリットとデメリット	7
2. メディカル・サービス法人の業務範囲は？	8
1. 物品の販売業務	8
2. 請負業務	8
3. 人材派遣業（派遣業の免許必要）	8
4. 不動産や動産の賃貸業務	9
5. 保険代理店	11
6. 介護保険法に基づく訪問看護、訪問介護業務等 （介護保険法の事業者指定必要）	11
3. 税務上問題となる点とその対処法	12
1. 法人としての実態があるのか	12
2. MS法人との取引価格は適正か？	14
3. MS法人を一般社団法人で設立	16

# 1. メディカル・サービス法人とは？ その効果は？

## 1. 定義

メディカル・サービス法人＝病医院に対していろいろなサービス業務を提供する法人  
通称MS法人

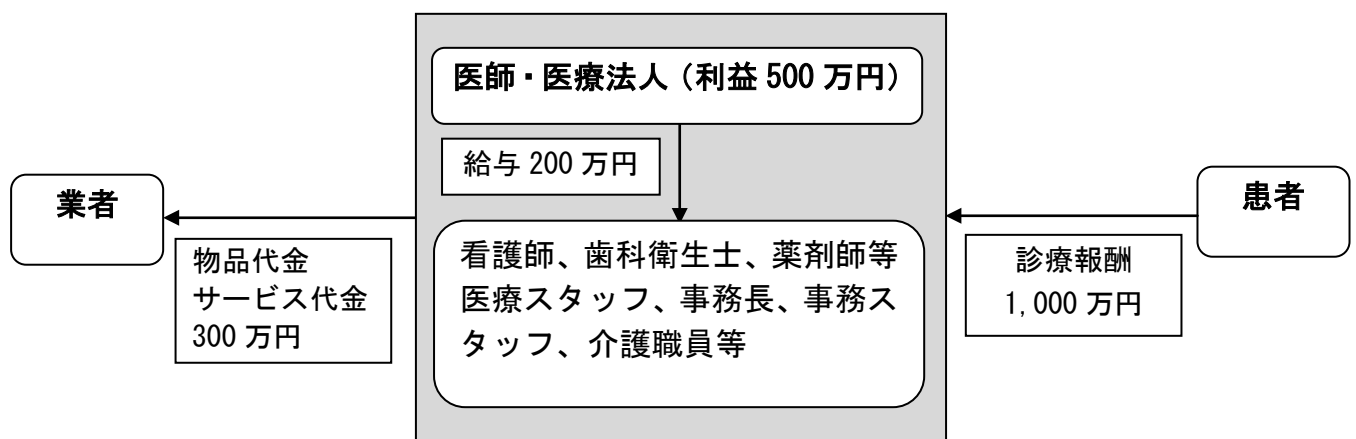
## 2. 設立目的

「医療」と「経営」の分離をはかる。  
病医院の2つの側面医療行為を行うことと、病医院を経営することの2つをそれぞれ役割分担して別組織で運営する。

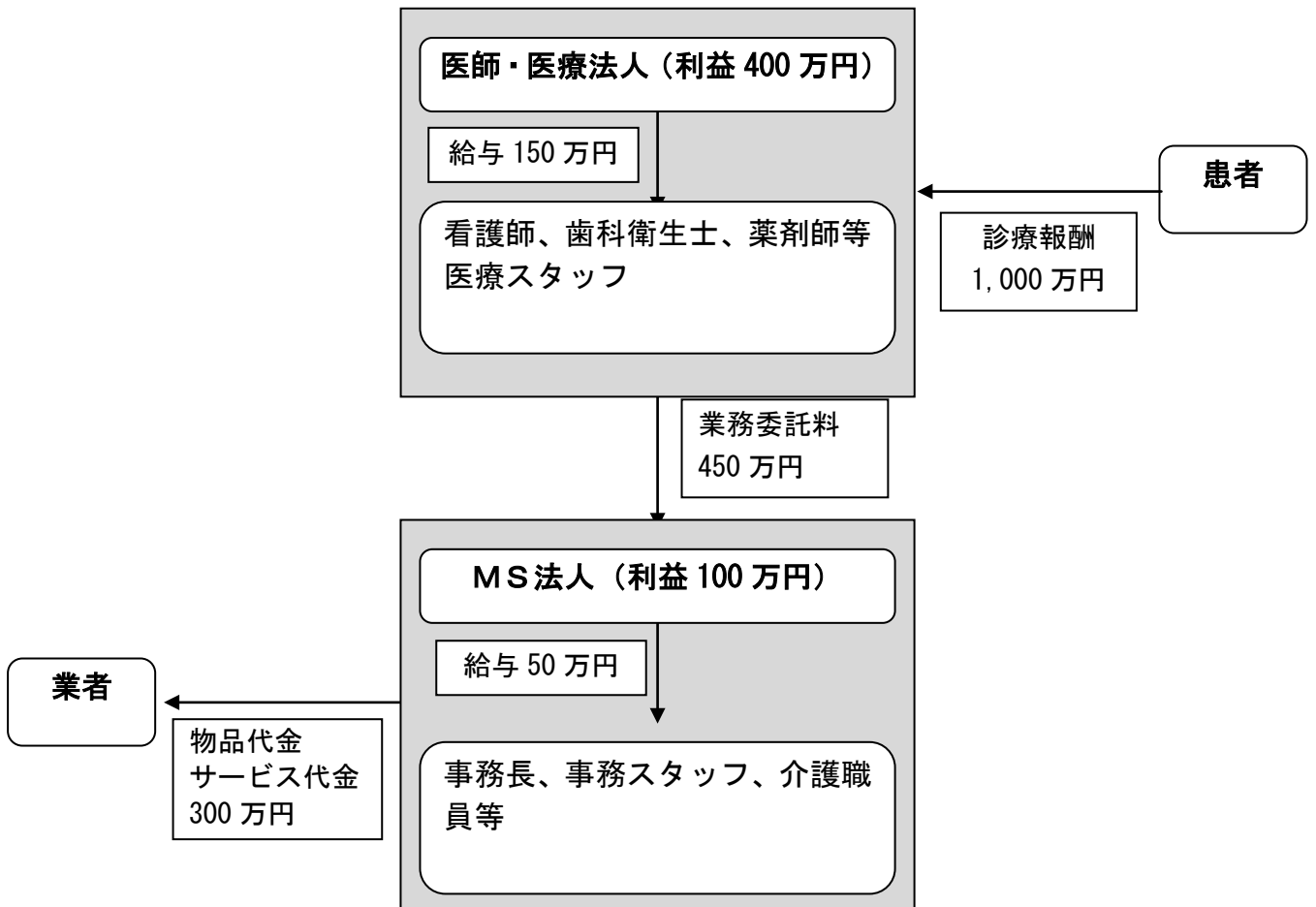
医療	個人事業主であるドクターあるいは、医療法人
経営	MS法人（ 合同会社・株式会社・一般社団法人）

## 3. MS法人の取引形態

### 設立前



# 設立後



## 4. 経営上のメリットとデメリット

### (1) メリット

- ① 医療と経営の分離によりそれぞれの仕事を効率的に進めることができる。  
医療機関は、経営的側面を外部に委託することにより医療行為に専念できる。またMS法人は営利団体としてサービスの提供に専念できる。  
共通の経営目標を共有し、仕事を効率的にすすめられる。
- ② 人事管理がしやすくなる。  
医療行為は各種資格を持った医療技術者による専門的な技術を必要とするサービス業である。有資格者である医療従事者と一般事務員は、やっている仕事が違うので勤務形態や、勤務時間、休日、就業規則、給与体系が異なる。それぞれ別にして管理した方が実体にあっているし、管理しやすい。  
※各種有資格者  
医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、歯科衛生士等主に各種法律によって付与される有資格者
- ③ 医療法人と比較した場合のメリット  
医療法人は、医療法の制限をうけるが、MS法人は、一般法人であり、業務制限がないので定款に記載すればどんな業務も実行可能。MS法人の利益は、株式会社であれば、株主に対して利益配当が可能。

### 医療法第42条

医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

第1号 医療関係者の養成又は再教育

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

第4号 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）

第5号 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

第6号 保健衛生に関する業務

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

### 医療法第54条

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

## (2) デメリット

### イ) 事務負担とコストの増加

MS法人を設立することにより個人や医療法人単体の場合と比較して手間が増え、事務コストが増加する。MS法人は社会保険に加入しなければならない。

⇒コストや手間をかけてもメリットがある場合に設立すべきである。

ロ) MS法人がある場合には医療法人の設立が難しくなる。また、医療法人は設立後一定金額以上MS法人との取引に対しては、所轄の都道府県に報告義務がある。

### 「関係事業者との取引の状況に関する報告書」

平成29年4月2日以降に開始する医療法人の事業年度から、MS法人との取引について、事業年度終了の日から3か月以内に「関係事業者との取引の状況に関する報告書」を都道府県に提出しなければならない

### ※報告しなければならない取引

- (1) 取引に係る事業収益または事業費用の額が、事業収益の総額又は事業費用の総額の10%以上かつ1,000万円以上の取引
- (2) 取引に係る事業外収益または事業外費用の額が事業外収益又は事業外費用の総額の10%以上かつ1,000万円以上の取引
- (3) 特別利益または特別損失の額が1,000万円以上の取引
- (4) 取引に係る資産または負債の総額が総資産の1%以上かつ1,000万円を越える残高になる取引
- (5) 資金貸借、有形固定資産および有価証券の売買その他の取引の総額が、総資産の1%以上かつ1,000万円以上の取引
- (6) 事業の譲受または譲渡の場合、資産または負債の総額のいずれか大きい額が、総資産の1%以上かつ1,000万円以上の取引

### (記載例)

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容
役員の子親者が代表者である法人	(株) A (注) 1	XX県〇〇郡(市)	632,850	医薬品の卸

関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
医薬品の購入	医薬品の購入 (注) 2	1,518,844	買掛金	126,570

### (取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が代表取締役である法人。

(注) 2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

## 5. 税務上のメリットとデメリット

### (1) 個人対MS法人（個人が新たにMS法人を設立した場合）

#### ① メリット

- イ) 所得税が超過累進税率であるのに対し、法人税の比例税率を使える。
- ロ) 親族が法人の代表者になることにより青色専従者給与よりも高い給与を支給可能
- ハ) 家族等への所得分散が可能
- ニ) 株式を後継者に持たせることにより、相続税対策が可能
- ホ) 退職時に役員に退職金の支給が可能
- ヘ) 生命保険料を経費に算入可能
- ト) 自宅をMS法人で建設して社宅扱いにすれば、住宅ローン控除より有利

#### ② デメリット

- イ) MS法人との取引に合理性・妥当性がない場合には取引そのものを否認されるおそれがある。（同族会社の行為計算の否認）
- ロ) 保険診療収入の所得が結果的にMS法人の所得になるため法人事業税が発生する。
- ハ) 基準年度の課税売上高が年間1,000万円超の場合には、消費税が課税される。

### (2) 医療法人対MS法人（医療法人が新たにMS法人を設立）

#### ① メリット

- イ) 法人が2つになるので交際費の損金算入限度額が2倍（800万円×2＝1,600万円）になる。
- ロ) 法人税の中小企業の特例税率（課税所得800万円までの所得に対する税率15%）を医療法人とMS法人の両方で使うことができる。
- ハ) 医療法人対MS法人の場合法人同士の取引なので個人対MS法人の場合と比べて委託料を高く支払っても問題にならない場合が多い。

#### ② デメリット

- イ) MS法人との取引に合理性・妥当性がない場合には否認部分の金額に対して寄附金課税される。
- ロ) 保険診療収入の所得が結果的にMS法人の所得になるため、法人事業税が発生する。
- ハ) 基準年度の課税売上高が年間1,000万円超の場合には、消費税が課税される。

## 2. メディカル・サービス法人の業務範囲は？

POINT：業務を行う前に許認可が必要（適法）かどうかの確認が必要

### 1. 物品の販売業務

- (1) 薬品の販売・調剤 業務（薬局の許可＝薬剤師が必要）
- (2) 事務機器・診療材料や、一般雑貨消耗品の販売、医療機器の販売（「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」は許可が必要）

### 2. 請負業務

- (1) 受付業務の請負  
業務そのものを請け負うので、派遣とは違う。
- (2) 診療補助業務の請負  
ヘルパー業務等
- (3) 保険請求事務・経理事務・給与計算事務などの事務代行業務の請負
- (4) 経営指導業務の請負  
経営計画、資金管理、患者指導、人事労務管理等
- (5) 清掃等保守管理業務の請負
- (6) 給食業務の請負
- (7) リネン業務の請負  
白衣、制服、シーツ等の洗濯業務
- (8) 車による患者送迎業務の請負

### 3. 人材派遣業（派遣業の免許必要）

事務職員・介護職員の派遣

病院・診療所への医師・看護師等の医療職の派遣は紹介派遣のみ認められている。



## 4. 不動産や動産の賃貸業務

### (1) 土地建物などの不動産賃貸業務

- ① MS 法人が自宅を購入・建設し、院長に貸し付ける。
- ② 収益物件（医療ビル）を建設して、院長や、他のテナントに貸し付ける。
- ③ テナントビルを借りて、内装造作工事を行った上で、院長に貸し付ける。（通常の賃料より高めに貸せる）

### (2) 医療機器・事務機器・車等のリース業、レンタル業 医療機器や、事務機器・車等を購入して、賃貸する。

- ① リース取引  
税務上のリース取引で、支払った金額の全額を経費にするためにはリース通達の要件を満たしていなければならない。

#### ※税務上のリース取引の意義

##### 中途解約が禁止されていること

リース期間中における契約の解除が禁止されている取引（解約禁止条項がない契約であっても、中途解約の際に未経過期間に対応するリース料のおおむね全部を支払うこととされている取引を含む）。

##### フルペイアウト

リース期間中に支払われるリース料の合計額が、リース物件の取得価額と付随費用（固定資産税、保険料、支払金利など）の合計額のおおむね全部（原則として 100 分の 90 超）をまかなっている取引。

- 法人税法施行令、法人税法基本通達では、上2つの要件を満たすリース取引を、その内容から以下3つに分類し、各々に税務上の取り扱いを定めている。

賃 貸 借 処 理	物件の賃貸があったものとして取扱う（リース料全額を損金処理可）	
	●「売買処理」および「金融処理」に該当しないリース取引	
	(注) 適正リース期間	
	物件の法定耐用年数	最短リース期間
10年未満	耐用年数×0.7 (端数切捨)	
10年以上	耐用年数×0.6 (端数切捨)	

売 買 処 理	次のようなリース取引は物件引渡時に売買があったものとして取り扱う
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 譲渡条件付のリース取引（無償と変わらない名目的な再リース料で、再リースすることが定められているリース取引を含む）</li> <li>● 低額（原則、定率法簿価残未満）購入選択権付のリース取引</li> <li>● 土地、建物、建物附属設備、構築物を対象とするもの</li> <li>● 専用物件を対象とするものの内、リース期間が法定耐用年数の80%未満のもの</li> <li>● 物件の特定が不可能なもの（建築工事の際に、足場作りに利用する金属パイプなど）</li> <li>● 最短リース期間より短い期間で取り組むリース取引 (適正リース料を超える部分の金額を前払費用として処理しているものおよびリース期間終了後に返還されることが明らかなものは除く)</li> </ul>

金 融 処 理	リース会社からの借入があったものとして取り扱う
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リースバック取引の内、取引当事者の意図、リース資産の内容などから見て、実質的には金融と認められるもの</li> </ul> (注) 金融と認められないものとしては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>□新品の場合……一旦購入されることに相当な理由があり、かつ、立替金、仮払金などの仮勘定で経理されているもの</li> <li>□中古の場合……当該資産の管理事務の省力化などのために行われるもの</li> </ul>

② レンタル業務

中途解約禁止（購入費用の実質全額弁済）の規定を設けなくて、資産の貸し付けを行えば税務上のリース取引に該当しないので、レンタル料として全額経費算入可能。

(例) レンタカー会社のレンタカー。

## 5. 保険代理店

(1) 損害保険代理店

医院の自社物件の火災保険、自動車保険、従業員の傷害保険等

(2) 生命保険代理店

院長、従業員、出入り業者の生命保険契約

従業員には、加入時に給料で調整

## 6. 介護保険法に基づく訪問看護、訪問介護業務等 (介護保険法の事業者指定必要)

※介護保険法によりMS法人で経営可能な介護保険対象事業

居宅介護支援事業、訪問看護、訪問介護、通所介護、グループホームの運営、福祉用具のレンタル事業、小規模多機能型施設の運営、巡回入浴サービス等

### 3. 税務上問題となる点とその対処法

#### 1. 法人としての実態があるのか

- (1) 問題点：名前だけのペーパーカンパニー、トンネル会社ではないか？  
取引すべてを否認される可能性がある。（同族会社の行為計算の否認規定の適用）  
最悪のパターン⇒個人では、経費算入を認めない  
法人では、収入に計上させられる。  
交渉⇒個人では、経費算入されない分を法人の方は更正してもらう。

#### ※同族会社の行為計算の否認規定の適用

##### 法人税法第132条（同族会社等の行為又は計算の否認）

「 税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 内国法人である同族会社

二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人

イ 三以上の支店、工場その他の事業所を有すること。

ロ その事業所の二分の一以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下この号において「所長等」という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があること。

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二以上に相当すること。

2 前項の場合において、内国法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況によるものとする。」

##### 所得税法第157条（同族会社等の行為又は計算の否認等）

「 税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者（その法人の株主等である非居住者と当該特殊の関係のある居住者を含む。第四項において同じ。）の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額を計算することができる。

- 一 法人税法第二条第十号（定義）に規定する同族会社
  - 二 イからハまでのいずれにも該当する法人
    - イ 三以上の支店、工場その他の事業所を有すること。
    - ロ その事業所の二分の一以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下この号において「所長等」という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があること。
    - ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその法人の株式又は出資の数又は金額の合計額がその法人の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の三分の二以上に相当すること。
- 2 前項の場合において、法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況によるものとする。

(2) 実体を整える＝人、物、金をそろえていること

- ① 人
  - イ) 専属の従業員がいるか？
  - ロ) きちんと給与が支払われているか
  - ハ) 実際に仕事をしているか
  - ニ) 社会保険等に参加しているか
  - ホ) 就業規則、雇用契約書、給与規定、退職金規定などがあるか
- ② 物
  - イ) 専用の事務所があるのか
  - ロ) 家賃を支払っているか
  - ハ) 電話を引いているのか
  - ニ) 水道光熱費を支払っているか
  - ホ) 仕事をするために専用の備品をそろえているか
  - ヘ) 契約書、請求書や領収証、納品書などの書類があるか
  - ト) 会社の書類と個人の書類が一緒になっていないか
  - チ) 保養所を持っている場合は、利用規程、利用申込書、利用実績があるか
- ③ 金
  - イ) MS法人との取引に対し契約書を作成し契約金額を実際に支払っているか  
⇒経費に計上しただけで、未払いになっていないか
  - ロ) 院長個人に貸付金がないか  
⇒お金を借りるときは、金銭消費貸借契約書を作成
  - ハ) きちんと現金の管理がなされているか  
⇒誰が現金を管理しているか  
⇒どこで管理しているのか

(3) 事業法人としての独立性を高める

特定の医療機関だけから仕事を受けるのではなく、他の医療機関や、一般のお客様に対する仕事も行う。⇒これからのMS法人のあるべき姿

- 例
- ・薬を共同購入して、他の医療機関にも販売する
  - ・給食業務で作った食事を一般家庭にも宅配

- ・ 生命保険や損害保険の代理店
- ・ 介護保険法の適用がある事業を行う

#### (4) 理論武装

なぜそんなことをするのか？という質問に答えられるようにしておく。

MS法人を通じて業務を委託し、物品購入を行う理由

⇒ 医業以外の部分については、法人に一括して任せた方が医業に専念できるため

## 2. MS法人との取引価格は適正か？

### (1) 問題点：取引金額が不当に高額である

MS法人はかつての医療機関の節税対策の主流(?)だった。

背景

昭和61年までは、一人医療法人の設立が認められていなかったため、医療法人化しての節税は、非常に難しかった。

納税者

MS法人を設立してなるべく沢山の利益をMS法人に移行させることによって節税をしたい。

MS法人で医療法人ではできない業務を行いたい

↓

MS法人になるべく沢山の利益を移転させるために、

- ・ 高額な委託料の支払
- ・ 不相当に高い家賃や、リース料の支払
- ・ 仕入れ価格に比して不相当に高い価格で薬品や材料等を販売。

税務署

MS法人、不動産管理法人への不相当に高額な利益移転は税の公平の観点から見てのぞましくない。

↓

かつて、全国的に一斉にMS法人や不動産管理法人を対象に税務調査を実施し、高額管理費に対しては、同族会社の行為計算の否認規定を適用して否認した。(非同族で、MS法人を設立すれば適用はないのか?)

### (2) 適正な取引価格の設定

MS法人を使って節税対策をする場合には、きちんとした取引実体と取引形態をつくり、世間一般相場と比較してやや高めの価格設定で行う。

#### ① 主要取引価格設定の目安(あくまでも目安なので取扱注意!!)

イ) 不動産賃貸料 近辺の賃貸実績に必ず

リース取引

月額リース料 = (取得価額 × 1.2~1.3 倍) ÷ リース期間

ロ) 医薬品・診療材料の販売

販売価格＝原価 × 1.2 倍位

ハ) 保険請求事務

事務手数料＝保険請求額 × 3%位

あるいは1枚 700円

レセプト 300枚/月の場合の請求代行手数料 (例)

A社	B社
300件まで 100,000円	1件
追加 100件につき 10,000円	700円
月合計 120,000円	月合計 210,000円

二) 人材派遣・業務請負

派遣料・委託料＝人件費×1.3～1.5倍

厚生労働省発表「令和元年度 労働者派遣事業報告書の集計結果」で各職種ごとの派遣代金と派遣労働者賃金がわかる。

請負業の場合、人件費以外にどこまでの費用をM法人が負担しているかによって金額が変わってくる(仕事をする場所の賃料、光熱費、文房具代等)。

ホ) 清掃代

1㎡ 100円～300円

■ 作業事例 (参考価格)		
清掃部位	作業方法	参考価格(税別)
●事務所床清掃 材質：塩ビ系床材 清掃範囲：100㎡	床表面洗浄、ワックス掛	25,000円+税
●居酒屋店舗フローアーク清掃 材質：クッションフローアーク 清掃範囲：30㎡		
●店舗テント清掃 材質：ビニール(店舗入口) 清掃範囲：10㎡	専用洗剤洗い	20,000円+税
●事務所剥離(ハクリ)清掃 材質：塩ビ系床材 清掃範囲：100㎡	剥離(ハクリ)清掃、ワックス掛	50,000円+税
●事務所内カーペット清掃 材質：OAフローアークカーペット 清掃範囲：100㎡	スクラパー及びエクストラクター洗浄	30,000円+税

② 取引価格は毎年見直す。

一度価格を決めたらずっとその価格で行うというのでは、時の経過とともに価格が適正でなくなってしまう。

前年の実績を参考にして最低でも年に1回は取引条件を見直すこと。

(3) 沢山の種類の仕事を行う

業務の種類が少なければ移転できる利益額も限られてしまう。

なるべく沢山の仕事を個人から引き受けて、利益をあげる。

(4) 個人対MS法人よりも、医療法人対MS法人を選択する

MS法人に対する利益移転が否認されているのは個人対MS法人の場合が多い。  
従って、節税策としては

- ① 個人開業
- ② 医療法人化
- ③ MS法人設立

とし、医療法人対MS法人の形を取るのがよい

(5) 税務署が否認するためのサンプルを取りにくい業務を行う

- ・派遣業務よりも受託業務

派遣業は平均定な利益率が発表されているのに対し、業務受託は相場が分かりにくい

- ・経営指導料（コンサルタント料）

案件や業務内容、指導する人ごとに価格が異なるので相場が分かりにくい

### 3. MS法人を一般社団法人で設立

クリニックを一般社団法人化して一つの法人で医療とMS法人の両方の業務を行う

1 第3の開業方法＝一般社団法人による医療機関経営

平成20年4月1日施行の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」により、一般社団法人や一般財団法人が誰でも登記のみで簡単に設立が可能になった。

これにより、医療機関の開設者として従来の中心であった個人、医療法人での開設に加え一般社団法人及び一般財団法人による開設という選択ができた

2 医療法人との違い

医療法上の医療法人ではないので、医療法人に課されているいろいろな規制を受けない

※医療法人に対する規制

- ① 設立時、分院申請時等の定款変更の認可
- ② 毎年の純資産登記、事業報告の義務
- ③ 理事長の医師歯科医師要件
- ④ MS法人等関連法人との取引報告義務

3 MS法人の業務は一般社団法人の場合業務制限がないのですべて行うことが可能



## 【資料 1】

### MS 法人に対する裁決事例

#### ■平成元年 4 月 25 日裁決

同族会社に支払った管理料が類似同業者に対する適正管理料と比べて高額であるとして否認された事例

#### ■平成元年 9 月 12 日裁決

同族会社に支払った建物の賃料の額及び医薬品の仕入れ金額の支払金額が極めて高額であるとして、所得税法第 157 条の規定を適用してその一部を請求人の事業所得の金額の計算上必要経費の額に算入することができないとしたもの

#### ■平成 10 年 4 月 24 日裁決

病院用建物の月額賃料の決定は、同族会社とその関係人である請求人との間で行われた不当に高額なものであるとして否認された事例

#### ■平成 13 年 3 月 13 日裁決

請求人と請求人の親族が株主で代表者である同族会社との間の請負契約は、単純労働者の人材派遣契約であり、請求人が支払った外注費の額は、同族関係にない通常一般の人材派遣業に係る人材派遣倍率から算出した適正な外注費の額に比べて著しく高額であるという課税庁の処分に対し、同族法人は契約内容に従って人件費以外にも多額の費用を負担しており請負契約は業務全般の委託契約であるとして納税者の主張が認められた事例

#### ■平成 14 年 12 月 20 日裁決

請求人が取締役を務める同族会社との間で行った医療機器等の賃貸借契約について納税者はレンタル契約として、賃貸借契約に係る回収期間を経過した後の賃貸料の金額を経費算入していたが、レンタル方式であるかリース方式であるかにかかわらず一般の賃貸業者が同種の医療機器等を賃貸する場合に回収期間経過後の賃貸料を当初の契約に定められた金額の 10 分の 1 に減額した金額が適正な賃借料であるとされた事例

#### ■平成 16 年 6 月 17 日裁決

理事長、理事長の妻及び長女が出資総額のすべてを出資し、理事長の妻が代表取締役を務める関係会社に医療法人が支払った業務委託料の算出根拠が不明瞭で、恣意的に決められたものであるから、業務委託料として認められるのは、委託業務に携わっていた従業員の給与相当額のみであり、業務委託料のうちこれを上回る部分は、寄附金に該当すると課税庁が主張したのに対し、医療法人が支払っている業務委託料は、独立した企業間で行われているように提供役務の原価等から見積もられたものではないが、この関係会社は業務受託を主たる事業目的としている法人であり、その業務委託契約に基づき請求人に役務を提供していることは事実であるから、その対価は、受託業務を遂行するための直接経費だけでなく、間接経費及び利益ないし報酬部分を含めた金額とすべきであるとして納税者の主張が認められた事例

■平成 18 年 6 月 20 日裁決事例

病院を経営する医療法人が関係会社に支払った清掃業務の委託料が実際には関係会社が清掃を行っていないとして、寄附金として認定された事例

■平成 21 年 4 月 3 日裁決事例

眼科診療所を経営する納税者がコンタクトレンズ等の小売業を営む関連法人が行った広告宣伝費用の一部を負担し、その金額を損金の額に算入するとともに消費税の課税仕入れとして申告をしたのに対し、納税者がその広告宣伝費を負担することに合理的な理由がないとして関連法人に対する贈与と認定された事例

■平成 23 年 9 月 1 日 裁決事例

同族会社と業務委託契約を締結し、委託料を支払っていたが、実際には役務の提供は、納税者の従業員が行っており、同族会社は役務提供を行っていない。また、契約上は医療機器等の賃貸借及び保守管理サービスの提供を行うことになっているので、レセプト用機器の賃貸借及び保守管理を行っていると納税者は主張したが、レセプト用機器の提供は委託業務に含まれているとは認められなかった  
従って、同族会社に支払った委託料の経費算入が認められなかった事例

■平成 25 年 11 月 27 日裁決事例

原書処分庁は、請求人の父が代表取締役を務める同族会社に対して支払ったとする委託費について、①当該同族法人は、業務委託に係る契約金額を請求人又は請求人の妻が意のままに決定するために設立された会社であること、②契約金額について客観的又は合理的な算定根拠が明らかでないこと、③請求人の業務を遂行する上で業務委託を行う必要がなかったことから、委託費が支払われているだけでは、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することは認められないと主張した。それに対し、請求人は、業務の一環として委託契約を締結し、委託費を支払っていることが認められ、この委託費は、資料に基づき、契約当事者間の話合いの結果により決定されたものであって、提供される役務の価値を超えて代金が支払われたものとはいえないので、本件委託費は、その全額が事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるとされた事例。

■平成 28 年 2 月 15 日裁決事例

原処分庁は、請求人が必要経費に算入した同族会社への業務委託料について、その算定根拠が明確でなく、純然たる第三者との間における通常の経済活動と比較した場合に不合理又は不自然であると認められるので、法人の同業者として人材派遣業者を抽出するなどして委託料を算定したところ、当該委託料と本件委託料との間に著しい乖離が認められたので、本件委託料の支払が請求人の所得税の負担を不当に減少させるものであるとして、所得税法第 157 条《同族会社等の行為又は計算の否認等》が適用される旨主張した。しかしながら、同条の適用に当たっては、請求人の所得税の負担の減少が不当と評価される程度のものであるか否かを、非同族会社との間における通常の経済活動としては不合理又は不自然であるか否かを基準として判断することになるところ、結局、本件においては本件委託料の多寡が問題となり、非同族会社における通常の委託料（適正委託料）の金額と本件委託料の金額を比較し判断することになる。本件法人においては、人材派遣業者が通常負担する人的経費以外の経費も負担しているなど、本件業務に係る

契約は請負契約に類似していることから、原処分庁が、本件法人に類似する同業者として選定した人材派遣業者と本件法人には、個別条件の相違を超えた違いがあり、相当な類似性を備えているとは認められない。従って、原処分庁は、本件業務に係る適正委託料の算定根拠を示しているとはいえないので、業務委託料は適正とされた事例

## 【資料2】

### 業務請負契約書

〇〇〇〇（以下甲という）と株式会社△△△（以下乙という）との間に事務の請負に関し下記の契約を締結する。

#### 記

- 第1条 甲は頭書の業務を乙に請負実施させることとし、乙はこれを実行することを約し、甲は乙にその業務に対して料金を支払うことを約する。
- 第2条 この契約における頭書の業務内容は別紙業務仕様書による。
- 第3条 乙は頭書の業務を実施するにあたっては、甲の業務に支障を与えないように常に注意を払って懇切かつ誠実に実施する。
- 第4条 乙が頭書の業務に必要な機械、器具、消耗品、資材等はすべて乙の負担において準備する。
- 第5条 甲は乙が頭書の業務に必要な用水、光熱を無償で供給する。
- 第6条 乙は従業員の身元、風紀、衛生及び業務規律の維持に関し一切の責任を負う。
- 第7条 乙は乙の従業員が頭書の業務中、甲または甲の従業員が所有する器物を紛失あるいは破損した場合は甲または甲の従業員に対しその損害を賠償する。ただし甲または甲の従業員がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- 第8条 乙は業務上知り得た甲に関する事項について守秘義務を負う。
- 第9条 甲が乙に支払うべき料金は次の通りとする。  
月額 4,106,300 円也（消費税 373,300 円を含む）  
契約範囲外の作業に対しての料金はその都度甲乙協議して決定する。
- 第10条 前条に規定した料金は物価または乙の従業員に著しい変動がおこった時などは双方協議の上変更することができる。
- 第11条 乙は、毎月末をもって当月分の料金を甲に請求し、甲は翌月末日までに乙の指定する口座に振込にてこれを支払う。
- 第12条 本契約の期間は、令和3年4月1日より1年とする。

第13条 本契約の期間中に甲、乙いずれかの都合によりこの契約を改訂又は解約しようとするときは、2ヶ月前に相手に書面をもって予告することを要する。

第14条 乙が本契約に約定された業務の完全な履行を怠るなどして、甲の業務に支障をきたした場合、甲は即時本契約を解除することができる。

上記契約締結を証するため、この証書2通を作成し双方記名捺印の上、甲・乙各1通を保有する。

令和3年 4 月 1 日

委任者（甲） 東京都中央区●●●● - ●●●  
○○○○

受任者（乙） 神奈川県●●市●●●● - ●● - ●●  
株式会社      △△△  
代表取締役      ○○○○

## 業務仕様書

請負契約第2条の請負に関する業務は、下記の通りとする。

### 記

業務時間 原則として毎日午前8時30分より午後6時までの間に行う。

業務内容 1. 経営コンサルタント業務

- (1) 経営計画の企画立案
- (2) 資金管理・損益管理
- (3) 患者管理の指導
- (4) 職員の採用及び教育訓練・人事労務管理
- (5) 各種医療情報の収集・分析及び提案
- (6) 金融機関・薬品仕入先等との対外折衝

報酬基準：前年総収入金額×5%×1/12

報酬：20,000万円×5%×1/12=833,000円（消費税抜）

2. 医院の受付業務

報酬基準：人件費×1.5×人数

報酬：200,000円×1.5×4人=1,200,000円（消費税抜）

3. 医院内の薬品管理業務

報酬基準：前年薬剤購入費×1.5%×1/12

報酬：40,000,000円×1.5%×1/12=50,000円（消費税抜）

医院の経理事務

報酬基準：人件費×1.5×人数

報酬：250,000円×1.5×1人=375,000円（消費税抜）

医院の保険請求事務

報酬基準：前年保険請求金額×3%/12

報酬：18,000万×3%×1/12=450,000円（消費税抜）

医院施設等の保守管理業務

報酬基準：200円/1平方メートル×床面積（㎡）×平均管理日数

報酬：200円×50坪×3.3×25日=825,000円（消費税抜）

## 講師プロフィール

### 湯澤 勝信 (ゆざわ かつのぶ) 氏

税理士。行政書士。湯沢会計事務所代表。

公益法人コンサルタント

社団法人 メディカルスタディ協会専務理事

数多くの医療機関の開業支援、医療法人の設立、公益法人の設立、老人保健施設の開設等の支援業務及びセミナーを実施し、現在に至る。

著書「世界一やさしいクリニック開業ガイド」「絶対成功するクリニック建築・企画開業マニュアル」「日経メディカル開業サポートブック 2018」他

湯沢会計事務所

東京都中央区日本橋横山町1-3 OKK日本橋ビル2F

TEL 03-3639-1881

Mail [yuzawa@yuzawa.com](mailto:yuzawa@yuzawa.com)

PCサイト

湯 沢 会 計 事 務 所

メ ディ カ ル ス タ デ ィ 協 会

増 患 . c o m